

議員提出議案第 5 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例の制定について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
を次のとおり定める。

平成24年12月13日提出

平成24年12月13日可決

提出者	青木 貴俊	賛成者	松村 晋之	賛成者	針谷 賢一
賛成者	吉田 達哉	〃	松本 啓太郎	〃	隅田川 徳一
〃	渡辺 新一郎	〃	高桑 藤雄	〃	反町 清
〃	窪田 行隆	〃	冬木 一俊	〃	久保 信夫
〃	大久保 協城	〃	佐藤 淳	〃	野口 靖
〃	岩崎 和則	〃	渡辺 徳治	〃	橋本 新一
〃	神田 和生	〃	山田 朱美	〃	茂木 光雄

藤岡市条例第 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例

(藤岡市議会委員会条例の一部改正)

第1条 藤岡市議会委員会条例（平成15年条例第18号）の一部を次のよう
に改正する。

第2条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。

第6条に次の1項を加える。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されてい

る間在任する。

第8条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 議長は、委員の選任事由が生じたときは、速やかに選任する。

第36条第2項中「第109条の2第4項」を「第109条第3項」に改める。

第2条 藤岡市議会委員会条例の一部を次のように改正する。

第68条第2項中「かたよらない」を「偏らない」に改める。

第78条（見出しを含む。）中「配付」を「配布」に改める。

（藤岡市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正）

第3条 藤岡市議会政務調査費の交付に関する条例（平成14年条例第10号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

藤岡市議会政務活動費の交付に関する条例

本則中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第1条中「第100条第14項及び第15項」を「第100条第14項から第16項まで」に改め、「調査研究」の次に「その他の活動」を加える。

第3条第1項中「12,500円」を「1万2,500円」に改める。

第5条を次のように改める。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第5条 政務活動費は、議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

第6条第1項中「（別記様式）により、」の次に「領収書又はこれに準ずる書類を添付して」を加え、同条第2項中「、支出に伴う証書類を添付して」を削る。

第7条中「市政の調査研究に資するため必要な経費として、」を「第5条

に定める経費の範囲に基づいて」に改める。

第10条を第11条とする。

第9条中「円位未満」を「1円未満」に改め、同条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

(透明性の確保)

第9条 議長は、第6条第1項の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第5条関係）

項 目	内 容
調査研究費	議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研 修 費	議員が研修会を開催するために必要な経費及び団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広 報 費	議員が行う活動及び市政について住民に報告するために要する経費
広 聴 費	議員が行う住民からの市政及び議員の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	議員が要請及び陳情活動を行うために必要な経費
会 議 費	議員が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等への議員の参加に要する経費
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
人 件 費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	議員が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費

別記様式中

「

科 目	金 額	備 考
研究研修費		
調査旅費		
資料作成費		
資料購入費		
広 報 費		
広 聴 費		
人 件 費		
事務所費		
そ の 他		

」を

「

項 目	金 額	備 考
調査研究費		
研 修 費		
広 報 費		
広 聴 費		
要請・陳情活動費		
会 議 費		
資料作成費		
資料購入費		
人 件 費		
事務所費		

」に

改める。

(藤岡市議員報酬等審議会条例の一部改正)

第4条 藤岡市議員報酬等審議会条例（昭和39条例第39号）の一部を次の

ように改正する。

第2条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条、第3条及び第4条の規定は地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書の政令で定める日から、第2条の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第3条の規定による改正後の藤岡市政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の日前に第3条の規定による改正前の藤岡市政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。